平成２３年（フ）第１５８１号
横浜市港北区大倉山３丁目１番19号　201
債務者　野見山直樹
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１６号
神奈川県高座郡寒川町岡田1134番地　清友荘101号
債務者　長内　和子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８３号
横浜市南区三春台93番地　ライオンズマンション三春台404
債務者　本間　学良（旧姓加瀬）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３８号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田２丁目９番10号
債務者　小嶋　光康
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９２号
青森市勝田１丁目７番６号　パークサイド勝田206号
債務者　佐藤　斌規
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入１番地307　サンベール201
債務者　福永　美幸（旧姓円城寺）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
岡山市東区広谷402番地13
債務者　小坂　祥史
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６号
岡山市南区大福657番地17　コーポカトレア102号
債務者　山本奈乃美（旧姓坂）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０号
岡山市北区大元１丁目１番17号
債務者　中井　弘光
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８号
岡山市南区妹尾2486番地　ロベリアハイツ102号
債務者　信岡　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０号
岡山市南区藤田677番地13　トゥルーランド錦Ｃ203
債務者　合木　周二
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始決定中更正

平成２２年（フ）第６９４号
静岡県袋井市春岡693番地の20、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪153番地高専寮
破産者　小智仲倫法定代理人親権者　母　小智庄紗
1　主文　当裁判所が平成23年５月11日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「静岡県駿東郡長泉町下長窪153番地高専寮」とあるを「静岡県袋井市春岡693番地の20、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪153番地高専寮」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月29日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９１０３号
大阪府大東市赤井１－５　ラプラス住道303号、開始決定時の住所大阪府東大阪市南鴻池町２丁目５番37号
破産者　豊本　博充
1　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
2　一般調査期日　平成23年９月15日午後３時30分
平成23年６月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０７６号
大阪市平野区加美鞍作３丁目５番12―403号、開始決定時の住所大阪市平野区流町３丁目17番14号シャトー吉崎46
破産者　萱野　将啓
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年９月８日午後３時30分
平成23年６月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０号
京都府亀岡市篠町柏原町頭47番地
破産者　石野　泰久
1　破産債権の届出期間　平成23年８月10日まで
2　一般調査期日　平成23年９月21日午前10時10分
平成23年６月29日
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
愛媛県松山市古川西３丁目７番28号　ユーポート101号
破産者　松本　敏定
1　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
2　一般調査期日　平成23年９月13日午後１時40分
平成23年６月30日　　松山地方裁判所